

野田市福祉タクシーの利用に関する
規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 2 3 号

野田市福祉タクシーの利用に関する規則の一部を改正する規則

野田市福祉タクシーの利用に関する規則（昭和 5 5 年野田市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「福祉タクシー事業所の」を「福祉タクシー事業所（市内に存するものに限る。）の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市福祉タクシーの利用に関する規則第 8 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の福祉タクシーの利用に係る協力費から適用し、同日前の福祉タクシーの利用に係る協力費については、なお従前の例による。